１．堺市医療型短期入所整備促進事業の概要

**資料５**

（１）目的

　　医療的ケアが必要な重症心身障害児者の介護者負担は多大であり、レスパイト目的の

短期入所のニーズは高いものの、人工呼吸器管理などの高度な医療的ケアに対応できる

医療型短期入所事業所が少ない現状があります。介護者の心身の負担軽減を図ることを

目的に空床利用型の医療型短期入所事業所の指定を進めています。

（２）事業の内容

　　在宅で医療的ケアが必要な重症心身障害児者を医療機関が医療型短期入所で受け入れた場合に、「当該病床を医療提供に利用した場合の診療報酬と指定障害福祉サービスの報酬との差額に相当する費用」と「補助単価（１人１日につき１０，３００円）に利用日数（１人あたり年間４０日上限）を乗じて得た額」とを比較して少ない方の額を助成します。

　【医療型短期入所の利用イメージ】

医療機関

　　　　　①利用相談　　　　　　　　　　　　　　　　　⑦補助金交付申請

　　　　　②利用登録　　　　⑥医療型短期入所利用　　　⑧補助金交付

　　　　　⑤利用予約

堺市

利用者

　　　　　　　　　　　　　　③医療型短期入所支給申請

　　　　　　　　　　　　　　④医療型短期入所支給決定

* 利用日数は、ほとんどの場合１泊２日～１週間程度です。
* 初回の利用は１泊２日とするなど、医療機関により利用方法を決めることができます。
* 利用予定日に病状が悪化した場合や感染症に罹患した場合などは、保険診療に切り替える場合があります。

２．指定障害福祉サービスについて

（１）指定障害福祉サービス

　　　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下、「障害者総合支援法」と言います。）に基づくサービスで、短期入所の他にも居宅介護、同行援護等があります。

　　　　利用者がサービスを利用するためには、個別にサービスの支給決定を受ける必要があり、事業者がサービスを提供するためには、サービスの種類及び事業所ごとに事業者の指定を受ける必要があります。

（２）短期入所と病院の比較

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 障害福祉サービス（短期入所事業所） | | 医療（病院） |
| **医療型短期入所** | 福祉型短期入所 | － |
| 医療的ケア | 対応可 | 基本、対応不可（※１） | 対応可 |
| 法律上の  定義 | 障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 | | 病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。 |
| 現状 | ・レスパイト目的の利用が可能。  ・福祉型短期入所事業所は医療的ケアに対応できない事業所が多い。 | | ・入院する場合は検査等の実施が必要。 |
| 備考 | 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のみが実施可能。ただし、当補助金の対象となるのは「病院」のみ。 | ※１　看護師の配置や訪問等があれば、医療的ケアに対応できる。 |  |

（３）大阪府・大阪市が補助金の対象としている医療型短期入所事業所一覧（参考）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院名 | 所在地 | 対象年齢 |
| 淀川キリスト教病院 | 大阪市東淀川区柴島1-7-50 | 18歳未満 |
| 大阪市立総合医療センター | 大阪市都島区都島本通2-13-22 | 18歳未満 |
| 大阪急性期・総合医療センター | 大阪市住吉区万代東3-1-56 | 15歳以下 |
| ボバース記念病院 | 大阪市城東区東中浜1-6-5 | 18歳以上 |
| 愛染橋病院 | 大阪市浪速区日本橋5-16-15 | 15歳未満 |
| 千船病院 | 大阪市西淀川区福町3-2-39 | 15歳未満 |
| 刀根山病院 | 豊中市刀根山5-1-1 | 18歳以上 |
| ほうせんか病院 | 茨木市西福井2-9-36 | 18歳以上 |
| 寝屋川南病院 | 寝屋川市高柳1-1-17 | 18歳以上 |
| 大阪はびきの医療センター | 羽曳野市はびきの3-7-1 | 15歳以下 |
| 阪南中央病院 | 松原市南新町3-3-28 | 15歳未満 |
| 阪南市民病院 | 阪南市下出17 | 18歳以上 |

３．留意事項

（１）事業者指定について

　　　　障害者総合支援法の規定に基づき、医療型短期入所サービスを提供するためには、堺市から短期入所に係る事業者の指定を受ける必要があります。

　　　　事業所の形態としては、単独型事業所、併設事業所又は空床利用型事業所の３種類がありますが、この整備促進事業の対象となるのは、空床利用型事業所となります。空床利用型事業所とは、利用されていない医療機関の全部又は一部の居室において指定短期入所の事業を行うもので、医療型短期入所サービスの提供のために、常時空床を確保する必要はありません。

　　　　具体的な指定の要件、基準等に関する問合せ等については、障害施策推進課事業者係（※）が窓口となります。一般的な事業者指定の大まかな流れは、［①事前協議⇒②指定申請⇒③書類審査⇒④現地確認⇒⑤指定書交付⇒⑥事業開始］となり、①から⑥まででおおむね３か月程度を要します。

※令和３年４月１日付けの本市の組織改正が予定どおり施行された場合、障害福祉サービス課事業者係となります。

（２）補助金支給要件

　　　　事業者指定を受ければ、空床があれば医療型短期入所サービスの対象者はどなたでも受け入れることができますが、堺市の補助金の支給対象は下記の両方の要件を満たす利用者に限定されます。

　　　　・堺市から医療型短期入所の支給決定を受けた在宅の障害児者

・超重症児者、準超重症児者に該当される方

（運動機能が座位以下であり、かつ、「基本診療料の設備基準等及びその届出に

関する手続きの取扱いについて」（平成22年3月5日保医発第０３０５第２

号）の別添６の別紙１４「超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準」の

２．判定スコアが１０点以上（判定は受入医療機関が実施。））

　　　　上記の両方の要件を満たす利用者を受け入れた場合に、「当該病床を医療提供に利用した場合の診療報酬と指定障害福祉サービスの報酬との差額に相当する費用」と「補助単価（１人１日につき１０，３００円）に利用日数（１人あたり年間４０日上限）を乗じて得た額」とを比較して少ない方の額を助成します。なお、医療型短期入所の実施に伴い発生する事務負担については補助金の対象になりません。

（３）障害福祉サービスの報酬請求

　　　　障害福祉サービスの報酬を請求するためには、診療報酬と異なる仕組みで国保連合会に請求する必要があります。その際、ソフトのダウンロード（無償）や所定の手続きが必要となります。

* 大阪府国民保険団体連合会の障害福祉事業所等用のホームページのＵＲＬ

<https://www.osakakokuhoren.jp/index_sj/>

（４）サービス提供に係る事前登録について

　　　　サービス提供を開始するに当たっては、事前に利用者が対象要件に該当するか否か、受け入れ可能か否かの判定のための診察・審査、事前登録の実施をお願いします。

４．診療報酬と障害福祉サービスの報酬との比較

※１泊２日利用、身障手帳１級または２級かつ療育手帳A所持者の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 診療報酬 | 障害福祉サービスの報酬 |
| 円 | 82,228円(※1) |

　※１…医療型短期入所サービス費(Ⅰ)2,907単位／日×2日×10.6＋補助金20,600円

５．診療報酬と障害福祉サービスの報酬との比較（利用者負担額）

※１泊２日利用、身障手帳１級または２級かつ療育手帳A所持者の場合

（１）１８歳未満の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 診療報酬 | 障害福祉サービスの報酬 |
| 非課税 | 1,000円 | 0円 |
| 課税 | 1,000円 | 1割 |

（２）１８歳以上の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 診療報酬 | 障害福祉サービスの報酬 |
| 非課税 | 1,000円 | 0円 |
| 課税 | 1,000円 | 1割 |